

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と見直しの背景

鹿屋市（以下「本市」という。）では、「鹿屋市環境基本条例」第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2（2020）年3月に「第2次鹿屋市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、「未来につながるひとと自然環境にやさしいまち かのや」を目指すべき環境像として掲げ、環境施策の推進に取り組んできました。

計画策定から5年が経過し、環境を取り巻く問題は世界規模で深刻化しており、地球温暖化の進行に伴い、今後、極端な気温や降水などのリスクが更に高まることが予想されています。この地球温暖化の原因については、IPCC*（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書（令和3（2021）年）では「人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と人間活動が原因であることについて断定的な表現がされており、早急な対応が求められています。

国際社会においては、地球温暖化*の影響によるものと考えられる海面上昇に伴い、動植物の絶滅リスクが増すなどの地球規模の問題と、現在の経済や社会体制の持続を可能にするための問題の両立について、世界的な危機意識が高まっています。そのため、平成27（2015）年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択され、世界各国は考え方を大きく転換（パラダイムシフト）しています。

このような中、国は、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標「2050年カーボンニュートラル」を宣言して、脱炭素化の取組を推進しており、本市でも、令和4（2022）年2月に2050年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにし、地域全体で脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティかのや」を宣言しています。

このような世界や国の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の基本的事項や目指す環境像等の基本的枠組みはそのまま継承しつつ、計画内容の見直しを行いました。

本計画中の第4章第4節地球環境については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく区域施策「鹿屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとして策定しておりましたが、当該部分については、令和6（2024）年3月にゼロカーボンシティかのや推進計画として、改訂を行っていることから、今回の中間見直しでは、ゼロカーボンシティかのや推進計画の内容を一部抜粋して記載しております。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第19条

1（略）

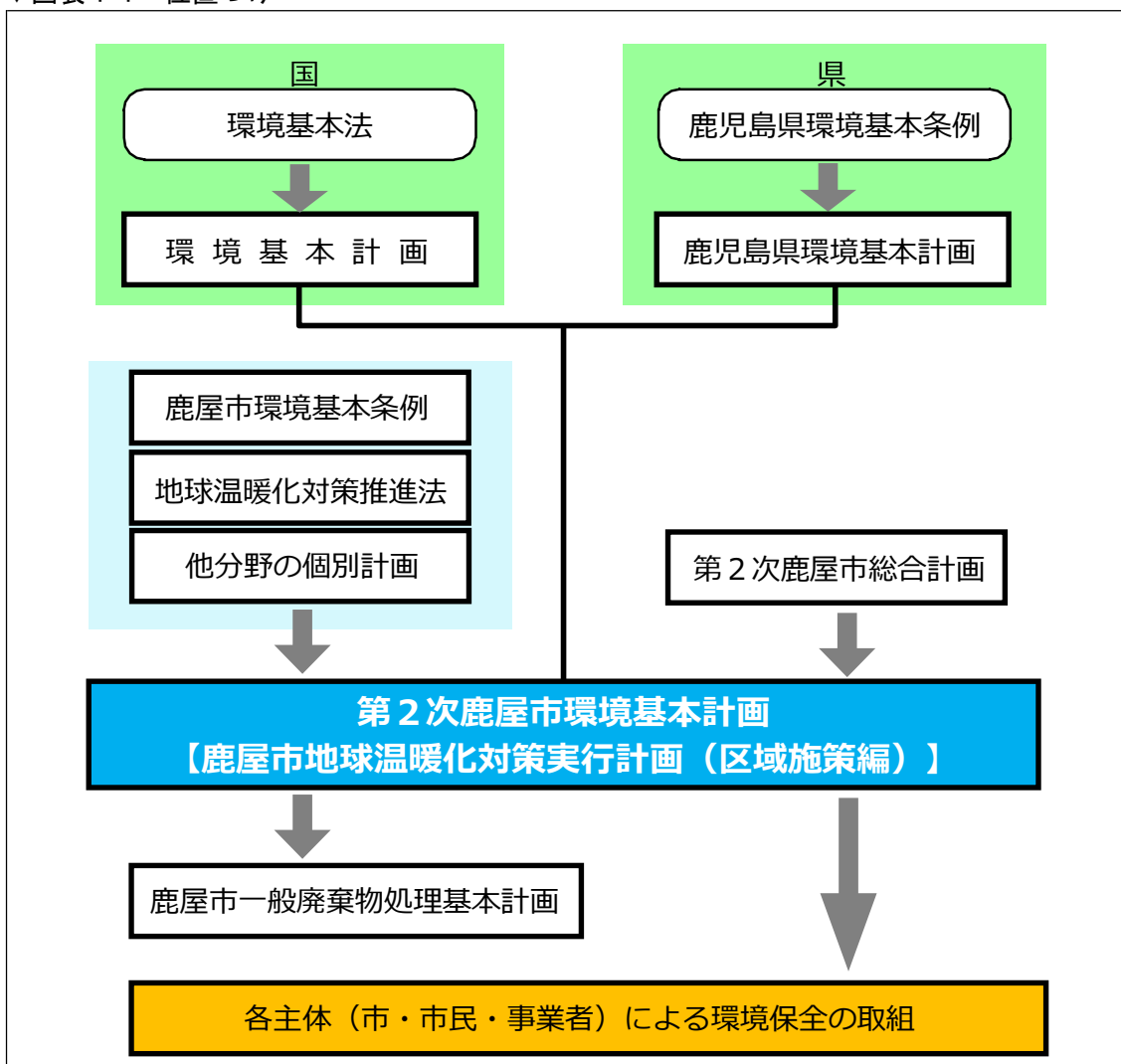
2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス*の排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第2節 位置づけ

本計画は、鹿屋市環境基本条例に基づき策定するもので、本市の施策全般を通じての環境面における最も基本となる計画です。

また、第2次鹿屋市総合計画により示された、まちづくりの将来像である『ひとが元気！まちが元気！「未来につながる健康都市 かのや」』を実現するための環境関連施策・事業の基本指針として、関連計画をはじめ国や鹿児島県の各種計画と整合性を図りつつ展開します。

▼図表 1-1 位置づけ



第3節 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画の対象期間とし、令和6（2024）年度において、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等を踏まえ、計画の見直しを行いました。

▼図表 1-2 計画期間



第4節 計画対象の範囲

本計画で取り組む環境要素の範囲は、市民の身近な生活環境から地球温暖化などの地球規模の環境問題までとします。

▼図表 1-3 対象とする環境要素

対象	対象となる環境要素
生活・快適環境	大気、水、土壌、騒音、振動、悪臭、歴史・文化財、景観 等
ごみの減量・リサイクル	廃棄物、資源循環 等
自然環境	森林、河川、自然資源、生物多様性 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊 等
環境学習活動	環境教育、環境学習、環境情報

第5節 各主体の責務

本計画の主体は、市・市民（市民団体含む）・事業者の三者（以下「各主体」という。）とします。

また、本計画の実行に当たっては、本市全体、すなわち各主体が一丸となり進めていくとともに、各々の役割について、それぞれの責務を自覚し、協働して取り組む必要があります。

▼図表 1-4 各主体の責務

市の役割		・環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。 ・事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減等の環境保全に努める。 ・環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民及び事業者の環境に対する意識の啓発、高揚に努める。 ・市民及び事業者が行う環境保全活動に協働してその活動を支援する。
市民の役割	個人	・日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める。 ・地域の環境の保全に関する活動への参加に努める。 ・市が実施する環境の保全に関する施策に協力する。
	市民団体	・社会的責任を自覚し、情報の提供、活動機会の充実を図る。 ・市、事業者及び市民と協働して環境保全活動に努める。 ・市が実施する環境の保全に関する施策に協力する。
事業者の役割		・環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害等を防止する。 ・自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる。 ・資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生抑制等により環境への負荷の低減に努める。 ・地域の構成員として、地域の環境の保全に関する活動への参加に努める。

第6節 環境を取り巻く社会動向

1 世界の動向

1-1 パリ協定

パリで開催された「第21回締約国会議（COP21）」において、令和2（2020）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が平成27（2015）年12月に採択されました。

「パリ協定」は、世界共通の長期目標として世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満（努力目標とし1.5℃）に抑えることとしています。この実現に向けて、世界で120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げて対策に取り組んでおります。

国名	削減目標	削減目標
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 60-65% 削減 ※2030年前後に、CO ₂ 排出量のピーク	2005年比
EU	2030年までに 40% 削減	1990年比
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 33-35% 削減	2005年比
日本	2030年度までに 26% 削減 ※2005年度比では25.4%削減	2013年度比
ロシア	2030年までに 70-75% に抑制	1990年比
アメリカ	2025年までに 26-28% 削減	2005年比

出典）全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

1-2 持続可能な開発目標

平成27（2015）年9月、国連サミットにおいて、令和12（2030）年までの国際社会の目指すべき目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs）を設定しています。SDGsの17のゴールには、環境に関連するものが多く含まれ、実施に向けて多様な主体が関与しており、様々な取り組みがとられています。



2 国の動向

国は、環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第6次環境基本計画」を令和6（2024）年5月に閣議決定しており、この中で以下のような環境施策の方向性等が示されています。

【第6次環境基本計画・発展の方向性】

第六次環境基本計画（発展の方向性）

- ・「**ウェルビーイング／高い生活の質**」の実現を目指す
- ・「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」文明。**環境負荷の総量削減**と良好な環境の創出
- ・地下資源依存から**地上資源基調**の経済社会システムへの転換
- ・**市場的価値と非市場的価値**を引き上げる「**新たな成長**」を示す
- ・**基盤である自然資本とそれを支える資本・システムへの大投資**、「**環境価値**」を活用した**経済全体の高付加価値化**
- ・科学に基づく取組の**スピードとスケール**の確保
- ・ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ等の**統合・シナジー**
- ・**政府、市場、国民**（市民社会・地域コミュニティ）の**共進化**
- ・世界の**バリューチェーン全体**での環境負荷低減
- ・地域の目指すべき姿として位置付け。「**新たな成長**」の**実践・実装の場**

【重点戦略：環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略】

1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投資拡大、環境価値の活用による経済全体の高付加価値化

- 自然資本を維持・回復・充実させる投資の拡大
 - ・ 地域共生型再エネの最大限の導入
 - ✓ 2050年ネット・ゼロに必要な量の確保、そして他の先進国と遜色のない水準へ
 - ✓ 洋上・陸上風力の環境配慮の制度検討
 - ・ ネイチャーポジティブの実現に資する投資
 - ・ 環境教育の強化、環境人材の育成や「公正な移行」に資する人的資本投資
- 環境価値の活用による経済全体の高付加価値化
 - ・ 環境情報基盤の整備と情報開示
 - ・ 環境価値を軸とする消費行動と企業行動の共進化（製品単位での見える化、市場調査・マーケティング等の無形資産投資の拡大）
- 金融や税制等を通じた経済全体のグリーン化
 - ・ サステナブルファイナンスの推進
 - ・ 成長志向型カーボンプライシング構想の実行、税制全体のグリーン化等

2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用、自立・分散型の国土構造、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現

- 自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用
 - ・ 30by30目標達成によるネイチャーポジティブの実現、劣化した生態系の再生
 - ・ 広域的生態系ネットワークの形成
- 自立・分散型の国土構造の推進
 - ・ 地域の自然資本である再エネの活用（地産地消モデルの構築、レジリエンスの向上）
 - ・ 自然を活用した解決策（NbS: Nature-based Solutions）の取組推進
- 「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現
 - ・ 都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進
 - ・ ストックとしての住宅・建築物の高付加価値化
 - ・ 美しい景観の保全・創出
- 地域の特性を踏まえた統合的な土地利用
 - ・ ランドスケープアプローチ等の視点
- 再エネ、アセス、生態系等の情報基盤整備

3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり

地域の自然資本を最大限活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）づくり、地域の自然資本の維持・回復・充実

- 地域の環境と経済・社会的課題の同時解決
 - ・ 地域脱炭素の推進
 - ・ 地域の自然資本を活用したネイチャーポジティブの達成
- 地域循環共生圏を支える無形資産の充実
 - ・ 地域の文化やスポーツを生かした地域コミュニティ・ネットワークの維持・再生
 - ・ 中間支援組織による実践的支援とその横展開
 - ・ 地域における環境人材の育成
- 地域経済のグリーン化
 - ・ 地域金融の ESG 化の推進
 - ・ 地域のエネルギー会社や中小企業への支援
- 持続可能な地域のための「公正な移行」
- 失われた環境の再生と地域の復興
 - ・ 水俣における「もやい直し」
 - ・ 福島における未来志向

11

4. 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心な暮らしの実現、良好な環境の創出

- 人の命と環境を守る基盤的な取組
 - ・ 水・大気・土壌の環境保全
 - ・ 熱中症対策の推進
 - ・ 海洋ごみ（プラスチック汚染）対策の推進
 - ・ 鳥獣対策の強化、外来種対策の推進
 - ・ 「プラネタリーヘルス」を踏まえた化学物質対策
 - ・ 窒素・リンの持続可能な管理
- 心豊かな暮らしに向けた良好な環境の創出
 - ・ 「保護と利用の好循環」の実現
 - ・ 野生生物の保全・管理の推進
- 心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革
 - ・ 食品ロスの削減、サステナブルファッションの推進
 - ・ 自然とのふれあい、ナッジ等の考え方を活用したライフスタイルの推進
 - ・ 国民に対する科学的知見の共有

5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装

本質的なニーズを踏まえた、環境技術の開発・実証と社会実装、グリーンイノベーションの実現、科学的知見の集積・整備

- グリーンイノベーションに対する国民意識の向上・行動変容の促進による需要の創出
 - ・ 「デコ活」による意識変革や行動変容
 - ・ 環境技術の第三者評価と情報開示
 - ・ AI、IoT(Internet of Things)等のデジタル技術の活用
- 本質的なニーズ主導での技術的ブレイクスルー
 - ・ エネルギー効率改善技術の開発・実証
 - ・ 「フェーズフリー技術」への支援
- 科学的知見の集積や基盤情報の整備・提供
- 最先端技術等の開発・実証と社会実装推進
 - ・ 適応策・緩和策の科学的検討
 - ・ 科学的見地からの化学物質管理の適正化
 - ・ 「環境・生命技術」の開発・実証と社会実装
- 環境分野におけるスタートアップへの支援

6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

海外の自然資本に依存する我が国として、環境を軸とした国際協調を戦略的に推進

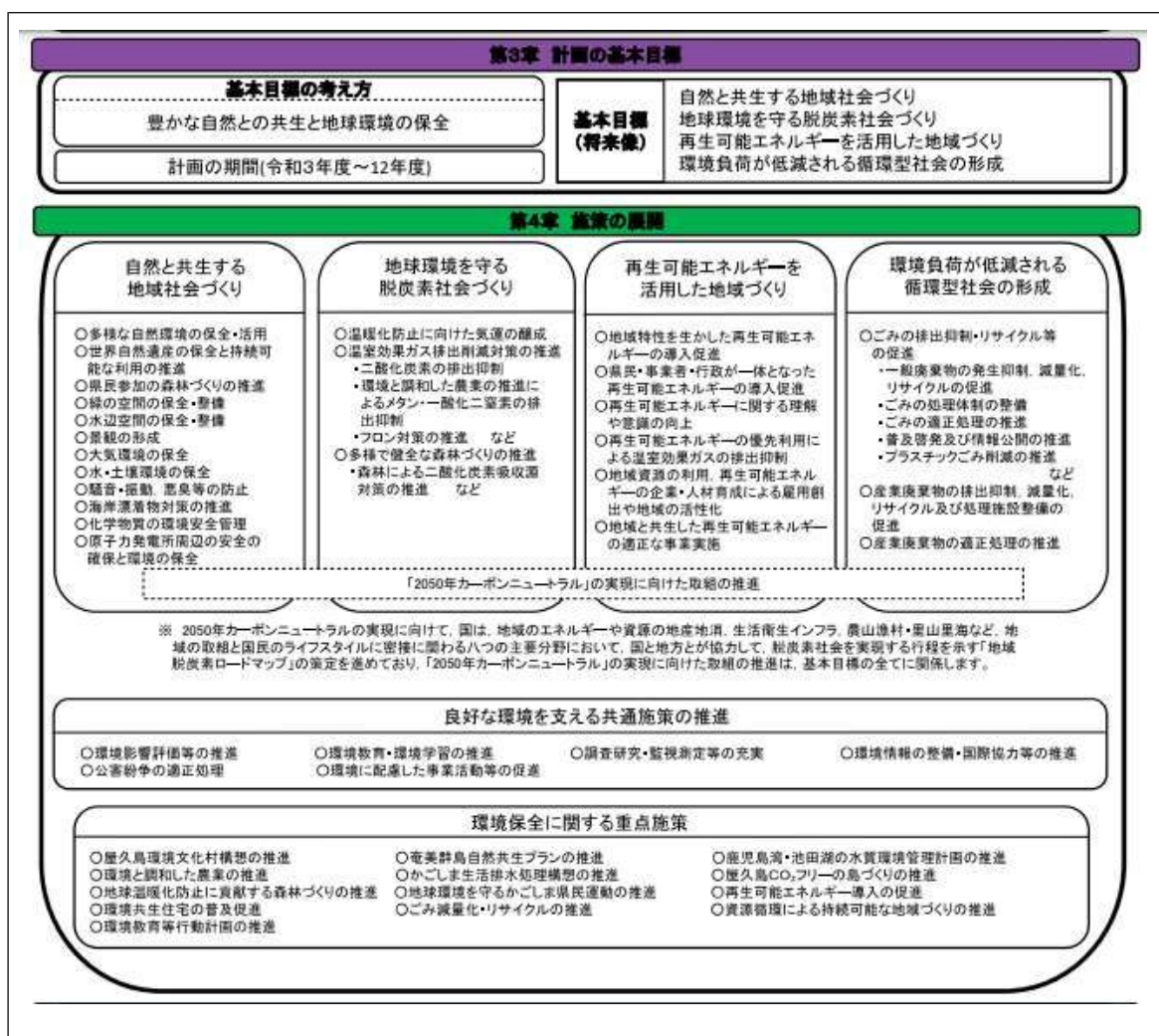
- いわゆる「環境外交」による国際的なルール作りへの貢献
 - ・ 気候変動における1.5℃目標達成への貢献
 - ・ 生物多様性における国際議論への貢献
 - ・ GFC（Global Framework on Chemicals：国際的な化学物質管理の枠組）を踏まえた化学物質管理の推進
 - ・ プラスチック汚染に関する国際文書策定への貢献
 - ・ 企業活動における国際ルールづくりへの貢献
- 環境分野における途上国支援
 - ・ JCMによる途上国の脱炭素化への貢献
 - ・ GOSATによる各国の削減取組の透明化
 - ・ 脆弱国に対するロス＆ダメージ支援
 - ・ 水・大気環境国際協力
- 経済安全保障への対応
 - ・ 国際バリューチェーンにおける徹底した資源循環
- 我が国の優れた取組の海外展開
 - ・ 環境政策間のシナジーの発揮
 - ・ 脱フロン化の促進

12

出典：環境省「第六次環境基本計画の概要」

3 鹿児島県の動向

鹿児島県では、令和3（2021）年3月に「鹿児島県環境基本計画」が改定されており、同計画では「気候変動適応法の制定、国や本県による2050年カーボンニュートラルの実現を目指す旨の表明」、「生物多様性の保全、人と自然との共生、外来種の問題」、「越境大気汚染、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題」、「国連での『持続可能な開発目標（SDGs）』の採択、国による『地域循環共生圏』の提唱」など、環境をめぐる情勢の変化や新たな課題等に適切に対応するとともに、「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、環境の保全及び形成に関する施策等について取りまとめられています。



出典：鹿児島県「鹿児島県環境基本計画」